

(市町村向け)「学校給食費の抜本的な負担軽減」に関する Q&A

文部科学省 総合教育政策局 健康教育・食育課

(令和8年1月16日 作成)

(令和8年2月9日 追記・修正)

本 Q&A で用いる主な用語は次のとおりです。

- 給食費負担軽減交付金:国から都道府県に支弁される交付金
- 市町村給食費負担軽減交付金(仮称):都道府県から市町村に支弁される交付金

1. 「趣旨」関係

問1-1 「学校給食費の抜本的な負担軽減」の趣旨を教えてください。

- 本事業は、保護者負担となっている学校給食費(食材費)の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施するものです。

問1-2 「今回の取組の趣旨が保護者負担となっている学校給食費の抜本的な負担軽減であることを明確化し、正確な趣旨の周知に取り組む」とのことだが、政府として具体的にどのような対応を行おうとしているのか。

- 今後、当省 web サイトに加え、政府広報等も活用する方向で検討中です。

問1-3 本事業は、各保護者に対する給付を自治体が代理して受領し、食材費に充てるというものか。

- 自治体に対する支援として実施するものであり、個人に対する給付を自治体が代理で受領するものではありません。
- 本事業は、基本的に学校給食の食材費への支援に充てられるものですが、やむを得ず給食を喫食できない児童等への対応として、学校設置者が代替的な支援(例:金銭給付等)を実施する場合の取扱いは、「3-4 非喫食者」において整理します。

問1-4 既に自治体独自で給食無償化を実施しており、令和7年度に保護者から学校給食費を徴収していない場合にも、今回の支援対象になるか。(※2月9日追加)

- 支援対象になります。今年度において、自治体が食材費の一部を負担することにより保護者から徴収する学校給食費が実際に要した食材費より低廉になっていた場合であっても、本事業で

は、公立の小学校(義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む)における学校給食に実際に要した食材費のうち支援の基準額までを支援します。

2. 「支援対象者の範囲」関係

2-1. 給食実施校

問2-1-1-1 本事業の支援対象となる「給食実施校」であるかは、どのように判断すれば良いか。

- 本事業においては、給食を実施する公立の小学校(義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む)を対象としています。
- 食材費相当額を計算するための「給食実施校」については、学校給食法施行令第1条に基づく学校給食の開設の届出を行い、学校給食法に基づき給食を実施している学校と考えています。

問2-1-1-2 民設民営の共同調理場で調理している場合も、「給食実施校」に含まれるか。
(※2月9日追加)

- 公設民営、民設民営など共同調理場の設置形態を問わず、学校給食法施行令第1条に基づく学校給食の開設の届出を行い、学校給食法に基づき給食を実施している場合は「給食実施校」に含まれます。

問2-1-2 国立、私立の小学校に通う児童は、本事業の支援対象にならないのか。

- 対象外です。

問2-1-3-1 給食費負担軽減交付金を、給食未実施校への支援に充てることはできるか。

- できません。
- なお、給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について、令和7年度補正予算において支援を実施することとしています。

問2-1-3-2 給食費負担軽減交付金を、中学校の給食費への支援に充てることはできるか。(※2月9日追加)

- できません。

問2-1-4 デリバリー弁当方式で給食を実施している学校は、「給食実施校」に当たるか。

- いわゆるデリバリー弁当方式(民間事業者が製造した弁当等を各学校に配送する方式)であっても、学校給食法に基づく給食として実施しており、学校給食の開設の届出を行っている場合であれば、学校給食実施校に当たると考えられます。

問2-1-5 学校給食法に基づく学校給食ではなく、(スクールランチなどの名称で)民間事業者等が昼食を提供している学校は、「給食実施校」に当たるか。

- 該当しません。

問2-1-6 デリバリー弁当方式の学校給食と、(スクールランチなどの名称で)民間事業者等による昼食提供の違いは何か。

- 学校給食法や同法に基づく関連基準に照らして適切に実施しているか否かで判断してください。

問2-1-7 本校では給食を提供しているが、分校・分教室(例:児童自立支援施設の敷地内や病院内にある分校・分教室)では提供していない場合にはどう対応すれば良いか。(※2月9日補足)

- 学校給食法施行令第1条に基づく学校給食の開設の届出内容に従って、給食実施の有無を区分してください。

問2-1-8 三省での確認文書には「給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について…支援を実施。」とあるが、この支援は、ミルク給食や補食給食から完全給食に移行しようとする場合にも活用可能か。

- 令和7年度補正予算で計上している施設整備等に係る事業の対象は、従前からの当該事業において扱う範囲と同様です。このため、御指摘のような完全給食への移行にかかる整備についても活用いただくことが可能です。

2-2. 在籍児童数

問2-2-1 在籍児童数の考え方について教えてほしい。

転入出等による、年度途中の児童数の変動にはどう対応すれば良いか。日単位・月単位での精算が必要になるのか。(※2月9日補足)

- 国から都道府県に対する支援額については、5月1日時点の公立の給食実施校の在籍児童数(問3-1のとおり、在籍児童数から除くこととしている児童数を除く。)で算定し、その後の児童数の増減に応じた支援額の加除は行いません。
- 「在籍」しているかどうかについては、同日時点の在籍児童数を調査する学校基本調査における考え方と同様とすることを想定しています。
- また、市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)についても、基本的に同様の考え方をお願いする方向で都道府県向けのモデル要綱を作成します。
- なお、上記の在籍児童数の考え方については、あくまで給食費負担軽減交付金の算定基準上のものであり、実際に給食費の負担軽減を行うにあたっては、途中転入などの理由により5月1日時点で在籍していない児童についても、他の在籍児童との間で取扱いに差が生じないように(転入児童のみ給食費を徴収したり、給食費が高額になったりすることのないように)お願いします。

問2-2-2-1 給食を喫食していない児童や、他の市町村から通学している児童を、本事業の食材費算定における「在籍児童」として計上して良いか。

- 計上してください。

問2-2-2-2 体験入学等により、本人・保護者の希望で住民票を移さずに一時的に授業に参加している児童について、本事業の食材費算定における「在籍児童」として計上して良いか。(※2月9日追加)

- 学校基本調査において在籍児童として扱うかどうかを踏まえてください。在籍児童として扱っていない場合には、計上しないでください。

問2-2-2-3 市町村内在住で都道府県立特別支援学校に通う児童については、当該市町村の在籍児童数に計上するのか。(※2月9日追加)

- 計上しないでください。学校設置者である都道府県において対応いただきます。

問2-2-2-4 都道府県立特別支援学校の児童に対する学校給食について、特別支援学校に調理場がないため、市町村立学校の調理場や市町村立の共同調理場で給食を調理している場合、都道府県と市町村のどちらに計上すべきか。(※2月9日追加)

- 給食の実施主体は、あくまで都道府県立学校の設置者である都道府県ですので、都道府県において対応いただきます。市町村では在籍児童数には計上しないでください。その上で、都道府県から給食調理を行っている市町村に対し、必要な経費を支払っていただくこととなります。

問2-2-3-1 外国籍の児童を、本事業の食材費算定における「在籍児童」として計上して良いか。(※2月9日補足)

- 公立小学校等に在籍している児童であれば、国籍にかかわらず計上してください。

問2-2-3-2 過去に学校給食費の未納が生じている家庭の児童を、本事業の食材費算定における「在籍児童」として計上して良いか。(※2月9日追加)

- 計上してください。

問2-2-4-1 学校給食費について、生活保護の教育扶助を受けている場合や学校給食法に基づく要保護児童生徒援助費補助金による就学援助を受けている場合の適用関係はどうなるのか。(※2月9日補足)

- これらの法律等に基づく支援を優先し、本事業の支援対象外になります。(それぞれ、既存の制度で支援することを前提としており、本事業で食材費相当額を計算するための「在籍児童数」からはこれらの児童を除いてください。)

問2-2-4-2 5月1日時点で学校給食費について生活保護の教育扶助や学校給食法に基づく要保護児童生徒援助費補助金による就学援助を受けていない者が、6月以降、教育扶助や就学援助の対象になった場合の取扱いはどうなるのか。(※2月9日追加)

- 交付金算定上の在籍児童数となるかどうかは、5月1日時点で判断します。
- なお、当初は学校給食費について生活保護の教育扶助や学校給食法に基づく要保護児童生徒援助費補助金による就学援助を受けていなかった者が、遡及して5月1日時点で対象になった場合(又は5月1日時点で学校給食費について生活保護の教育扶助や学校給食法に基づく要保護児童生徒援助費補助金による就学援助を受けていた者が、遡及して非対象になった場

合)には、精算段階又は途中の概算払いの段階で在籍児童数の調整をする予定です。

問2-2-5-1 特別支援教育就学奨励費との適用関係はどうなるのか。(※2月9日補足)

【特別支援学校小学部の児童について】

- 特別支援学校小学部に在籍する児童であって、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援教育就学奨励費負担金(以下「奨励費負担金」という。)の適用を受けている児童については、特別支援教育就学奨励費を優先します。ただし、奨励費負担金上、Ⅱ区分又はⅢ区分に分類される場合には、保護者負担となる部分については本事業の対象とします。具体的には以下のとおりです。

＜奨励費負担金上、Ⅰ区分(学校給食費の10/10を支援)に分類される児童＞

奨励費負担金により支援することとなります。

(本事業で食材費相当額を計算するための「給食実施校の在籍児童数」からは除いてください。)

＜奨励費負担金上、Ⅱ区分(学校給食費の1/2を支援)に分類される児童＞

奨励費負担金による支援額と、国が示す基準額(学校給食費が基準額に満たない場合は学校給食費)との差額分について、本事業により支援することとなります。

(奨励費負担金と本事業の双方の支援対象になります。)

＜奨励費負担金上、Ⅲ区分(学校給食費の支援対象外)に分類される児童＞

本事業により支援することとなります。

- なお、特別支援学校小学部に在籍する児童に係る国の支援の基準額は、以下のとおりです。
完全給食 6,200円 補食給食 5,800円 ミルク給食 1,200円

【特別支援学級等の児童について】

- 公立小学校(義務教育学校前期課程を含む。)の特別支援学級等に在籍する児童であって、特別支援教育就学奨励費補助金(以下「奨励費補助金」という。)を受給している児童については、本事業を適用することとします。

(令和8年度より、当該児童の奨励費補助金の対象経費から学校給食費が除かれます。)

- なお、特別支援学級等に在籍する児童に係る国の支援の基準額は、小学校の基準額が適用されます。

問2-2-5-2 5月1日時点では、当該年度の特別支援教育就学奨励費の区分認定が未確定だが、どのように在籍児童数に計上するのか。(※2月9日追加)

- 前年度実績等を踏まえた見込みの児童数で申請いただき、精算段階又は途中の概算払いの

段階で調整します。

問2-2-6 準要保護児童への支援はどうなるのか。(※2月9日補足)

- 自治体独自に支援している準要保護児童(保護者が市町村教育委員会において生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者である児童)については、本事業の適用を優先してください。
(食材費相当額を計算するための「給食実施校の在籍児童数」には、準要保護児童を含めてください。)

問2-2-7 教職員の給食費は本事業の支援対象となるか。

- 対象外です。

3. 「支援の基準額等」関係

3-1. 国から都道府県への支援の基準額

問3-1-1 年間での国から都道府県への支援額はどのように考えれば良いのか。(※2月9日補足)

- 本事業における国から都道府県への支援額は、5月1日時点の給食実施校の在籍児童数×国が示す基準額の範囲内で各都道府県が申請する額×11か月×1/2で算定します。
この際、児童によって所要額が異なる場合でも、児童一人当たりの基準額で算定します。学校ごとの給食実施回数も問いません。
- この時、生活保護や就学援助、奨励費負担金の対象となっている児童は現行制度の適用を優先します(在籍児童数の考え方は2-2参照)。
- 都道府県から申請いただく児童1人・1月当たりの支援基準額は、国の支援の基準額を上限としてください。その設定については、例えば域内市町村の令和8年度の食材費予定額を基に設定したり、各都道府県における直近の学校給食費の平均額を踏まえて設定したりすることが想定されます。なお、年度末に不用額が生じた場合については、精算の段階で調整することを想定しています。

3-2. 都道府県から市町村への支援の基準額

問3-2-1 年間での都道府県から市町村への支援額はどのように考えれば良いのか。
 全国一律で、国が示した基準額に基づき支援額が算定されるのか、それとも、各都道府県が申請する児童1人当たりの額に応じて、支援額は変動するのか。(※2月9日補足)

- 国から都道府県への支援額は、国上限単価の範囲内で都道府県が申請する額等に基づき算定されます。
- 都道府県から市町村への支援額については、各都道府県が定めることとなりますが、5月1日時点の給食実施校の在籍児童数×各都道府県が定める基準額×11か月で算定いただくものとして都道府県向けのモデル要綱を作成します。このため、詳細は都道府県が示す要綱等に従ってください。
 (市町村から都道府県が定める額を下回る申請があった場合には、当該申請額で支援することも可能とします。)
- また、生活保護や就学援助、奨励費負担金等の対象となっている児童は現行制度の適用を優先します。
 このため、国から都道府県に対する学校給食費負担軽減交付金の算定上の「在籍児童数」については、毎年5月1日現在の生活保護の教育扶助、要保護児童、特別支援教育就学奨励費のⅠ区分に該当する児童を除いた人数とします。これを踏まえ、市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)についても、基本的に同様の考え方をお願いする方向で都道府県向けのモデル要綱を作成します。

問3-2-2 給食実施回数の違いによって支援額は異なるか。また、学校閉鎖や大規模災害の発生等によって給食実施回数が減った場合に、基準額は減額されるのか。(※2月9日補足)

- 学校給食費負担軽減交付金における国から児童一人当たりの給食の基準額は一律です。また、市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)についても、基本的に同様の考え方をお願いする方向で都道府県向けのモデル要綱を作成します。
- また、学校閉鎖や大規模災害の発生等によって給食実施回数が減った場合に、基準額は減額されませんが、結果として給食の食材費等交付対象経費が、基準の上限額を下回った場合には、精算の段階で調整することを想定しています。

問3-2-3 完全給食実施校において、アレルギー対応等のやむを得ない理由で、牛乳除去・おかず除去等している児童についても、基準額は完全給食の1人分と算定されるのか。
(※2月9日補足)

- 国から都道府県への支給額については、実際は牛乳やおかずを除去して提供している児童も、完全給食実施校に在籍している場合には、完全給食実施校の基準額を用いて算定します。このため、市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)についても、基本的に同様の考え方をお願いする方向で都道府県向けのモデル要綱を作成します。

問3-2-4 都道府県から市町村に支援する際に、市町村の財政力の違いや地域事情等を勘案し、市町村間で支援額に差を付けることは可能か。

- 現時点では、基準額の範囲までは一律の支援としていただくようお願いしたいと考えております。
- なお、都道府県独自の財源等により、基準額を上回る支援を行う場合、当該部分について市町村間に差を設けることを妨げるものではありません。

問3-2-5 支援対象経費が、国の基準額に基づき算定される支援額(給食実施校の在籍児童数×国の示した児童1人・1月当たりの支援基準額×11 か月)を下回る市町村への支援は、支援対象経費の実費までなのか、算定される支援額までなのか。(※2月9日補足)

- 年度末に、市町村全体の支援対象経費の支出総額が、当該市町村に対する都道府県からの支援額の総額を下回るなど、年間総額において不用額が生じた場合については、精算の段階で調整することを想定しています。

問3-2-6 市町村において、都道府県からの支援額を超えた食材費を設定することは可能か。

- 可能です。都道府県からの支援額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から学校給食費として徴収することができます。

問3-2-7 都道府県からの基準額を超える部分について、本事業以外の事業により支援を行うことで、更なる保護者負担軽減を行うことは可能か。

- 本事業で支援対象となるのは、在籍児童数に都道府県による支援の額を乗じた金額を上限とする食材費相当額です。

- このため、当該食材費相当額を超える部分については、本事業による支援との重複は生じず、他の事業による支援の活用により、各市町村の工夫で更なる負担軽減を行っていただくことが可能です。

問3-2-8 都道府県から市町村への支援について、一部の食材を都道府県で共同調達した上で、現物給付することは可能か。(※2月9日補足)

- 現時点では、共同調達を行うか否かにかかわらず、一旦都道府県から各市町村に交付金を配分していただく方向で検討しています。

問3-2-9 給食の実施回数によって都道府県の基準額に違いはあるのか。また、実施回数に上限及び下限はあるのか。(※2月9日追加)

- 給食費負担軽減交付金の算定においては、給食の実施回数によって基準額に差を設けません。このため、市町村給食費負担軽減交付金(仮称)の算定においても、基本的に同様の考え方をお願いする方向で都道府県向けのモデル要綱を作成します。
- なお、学校給食実施基準第2条において「学校給食は、年間を通じ、原則として毎週5回、授業日の昼食時に実施されるものとする」とされていますので、これを踏まえて実施してください。

問3-2-10 アレルギー等がある児童について、代替食を提供することにより食材費が高くなる、あるいは一部食材を除去することにより食材費が安くなる可能性があるが、何か調整は必要か。(※2月9日追加)

- 本事業による支援は、あくまで市町村全体で小学校段階の支援対象経費に充てられているかで判断するものであり、個々の児童の食材費の多寡を調整する必要はありません。

3-3. 対象経費

問3-3-1 食材の調達時に、送料や手数料(購入のための銀行への振込手数料等)が別途必要となる場合、当該費用も本事業の支援対象に含まれるのか。(※2月9日補足)

- 一般的な食材調達に要する費用として事業者に対して支払を行い、従来学校給食法第11条第2項の学校給食費として保護者負担とされるような経費については、本事業の支援対象とすることは可能です。一方で、例えば調達を行う自治体職員の人件費等は対象外となります。

問3-3-2 支援対象となる「食材費相当額」に、給食実施に係る光熱水費は含まれるか。(※2月9日追加)

- 光熱水費については、「学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について」(昭和48年6月文部省体育局)において学校の設置者が負担することが望ましいとされていることから、本事業の支援対象とはしていません。

問3-3-3 食材費について、中学校分や教職員分と明確に区分できない場合にどうすればよいか。

- 中学校等も含めた共同調理場において一括で食材を購入しているなどにより、小学校分の明確な区分が困難である場合には、人数で按分するなど合理的な方法で区分してください。

問3-3-4 市町村において、地産地消の推進の観点から、給食に使用される地場産物の生産者向けの支援事業を行う場合、本事業は当該市町村事業を支援対象とすることができるのか。

- 地場産物の生産者向けの支援を行うことにより、結果的に給食用食材を低廉に提供する取組については、直接的に本事業の支援対象とすることはできません。
(なお、給食の食材として、市町村が地場産物を購入する形式であれば、その費用として給食費負担軽減交付金を充てることは可能です。)

問3-3-5 令和7年度の給食の食材費の支払を令和8年度に行う場合、市町村給食費負担軽減交付金(仮称)を充当することができるか。また、令和7年度以前に給食費の未納が生じている児童の未納分に充当することができるか(※2月9日追加)

- いずれも令和7年度以前の給食に係る経費であり、令和8年度に実施する給食を支援する本事業の支援を充当することは認められません。

問3-3-6 小学校のための防災備蓄食は、対象経費に含まれるか。(※2月9日追加)

- 当該年度の学校給食において提供されることを想定しない防災備蓄食については、対象経費には含まれません。

問3-3-7 食材の調達を学校給食会等の外部事業者に委託して行っているが、食材そのものの代金に加え、その委託料は対象経費に含まれるか。(※2月9日追加)

- 従来、学校給食法第 11 条第2項の学校給食費として保護者負担とされる経費であり、一般的な食材調達に要する費用として事業者に対して支払うものは支援対象とすることは可能です。一方で、例えば委託事業者の運営に充てられる費用など、食材調達に要する費用以外の部分については、支援の対象外です。

問3-3-8 委託炊飯の経費やパンの加工代などを食材費に含めることは可能か。(※2月9日追加)

- 「食材料費」として食材費と不可分な形で支払っているものであれば、対象になります。
- 一方、炊飯の委託料として別途計上しているなど、学校給食法第 11 条第1項において設置者負担とされている経費に該当するものであれば、対象外となります。

問3-3-9 市町村給食費負担軽減交付金(仮称)を、生活保護法に基づく教育扶助や、要保護児童生徒援助費補助金による就学援助、奨励費負担金の地方負担分(いわゆる裏負担)に充当することはできるか。(※2月9日追加)

- できません。

3-4. 非喫食者

問3-4-1 非喫食者に対する支援の主体は都道府県か市町村か。

- 基本的には、学校設置者による支援を想定しています。

問3-4-2 「非喫食者の取扱いは、学校設置者の判断に委ねる」とあるが、国として何らかの基準を示す予定はあるか。

- 今後、本事業による支援対象となりうる非喫食者の範囲に関する考え方や非喫食者についての自治体の対応例等をお示ししたいと考えています。
- なお、学校設置者が行う非喫食者に対する金銭給付等の支援について、本事業で支援を行うには、当該金銭給付等を、各学校設置者において事業化していただく方向で、今後調整してまいります。

問3-4-3 給食を実施していない学校に在籍する児童に対して、非喫食者と同様に金銭給付を行う場合、本事業の支援対象とすることができるか。

- 対象外です。

4. 「実施方法」関係

問4-1 本事業の建付けや、支援に係る都道府県、市町村に求められる対応はどのようなものか。(※2月9日補足)

- 概要としては、予算資料でお示した通りです。
国から都道府県への交付に係る要綱や、都道府県から市町村に市町村給食費負担軽減交付金(仮称)を配分する際の都道府県向けのモデル要綱等については、今後速やかにお示しします。

問4-2-1 指定都市についても、都道府県経由で支援を行うのか。

- 指定都市も含めて、都道府県から配分していただきます。

問4-2-2 市町村への支援は、全て都道府県から支弁されるのか。(※2月9日追加)

- 全て都道府県から支弁されます。国から直接市町村に対する支弁ではありません。

問4-3 「必要な事務費は適切に措置」とあるが、市町村が給食費負担軽減を実施するための事務費に対しても措置されるのか。

- 本事業は都道府県事業を支援するものであるため、計上している事務費は、都道府県を対象としています。

問4-4 学校給食費の公会計化等を実施していない場合でも支援は受けられるのか。

- 国から都道府県への支援要件とはせず、また、都道府県から市町村への支援についても、支援要件とはしません。
- なお、国においては、学校給食費について、
①地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用するとともに、

②徴収・管理を学校ではなく地方公共団体が自らの業務として行う

という2つの要素をまとめた「公会計化等」の実施を推進してきたところであり、本事業の要件ではないものの、将来的に公会計化等を実施することは、学校における働き方改革等の観点からも重要です。

令和7年度補正予算において、給食費の公会計化等のためのシステム改修等について支援を行いますので、公会計化等を実施していない市町村におかれましては、これらも活用の上、速やかな公会計化等への移行について、御検討いただきますようお願いいたします。

問4-5 給食費負担軽減交付金は補助金適正化法の対象経費か。

- 対象経費とする方向で関係省庁と調整しています。

問4-6 市町村給食費負担軽減交付金(仮称)の申請にはどのような書類が必要か。(※2月9日補足)

- 今後、市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)に関する都道府県向けのモデル要綱を作成してまいります。なお、申請段階で必要な情報として、現時点では以下の事項等を予定しています。
 - ・ 令和8年度の給食実施校の児童数の見込み(完全給食、補食給食、ミルク給食の別)
 - ・ 令和8年度の教育扶助の対象児童数、要保護児童数の見込み(完全給食、補食給食、ミルク給食の別)

問4-7 法令上の「学校給食費」の考え方に変更は生じるのか。

- 今回、学校給食法の改正は予定していないことから、法令上の学校給食費の考え方に変更は生じません。

問4-8 給食実施条例や給食費管理条例上「学校給食費」の扱いはどうなるのか。(※2月9日補足)

- 上記のとおり、法令上の学校給食費の考え方に変更は生じないことから、学校給食費の定義を変更する必要はありません。なお、学校給食費の徴収額について条例又は規則等で定めている場合は、給食費負担軽減交付金で充てられる部分を除くなど、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。
(条例又は規則上、「学校給食費」を「0円」と規定する等、法の概念を上書きした場合、「学校給食費」について支援することとしている他制度の運用に影響が生じることが考えられます。)

問4-9 市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)は市町村予算に計上する必要があるのか。

- 市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)については、市町村予算の歳入・歳出に計上してください。その上で、給食費の取扱いが公会計か私会計かを問わず、支援対象経費に支出されていることが明確になるよう、適正に管理してください。
- なお、上記の点も含め、給食費の適正かつ効率的な管理の観点からも、令和7年度補正予算における給食費の公会計化等のためのシステム改修等に対する支援も活用いただきながら、速やかな公会計化等への移行についてご検討いただきますようお願いいたします。

5. 「給食の質の向上」関係

問5-1 給食の質の向上について、「農林水産業の振興や地方創生の観点からの支援により対応。」とあるが、何らか新たな措置が検討されているのか。

- 既存の各省等による事業を想定しています。

問5-2 現行の学校給食実施基準等に加え、給食の実施や献立、地産地消の推進、関係する費用の目安等について、国から何らかの方針や基準が示される予定はあるのか。

- 学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準等の現行の基準等以外に、国として新たに方針等を示す予定はありません。

6. スケジュール等

問6-1 要綱の確定、募集の開始等のスケジュールは。

- なるべく早急に、要綱の素案をお示しできるよう調整しているところです。

問6-2 支払い方法はどうか(概算払い・精算払い、タイミング等)。

5月1日時点での児童数で支援額を算定するとのことだが、1学期分の支援にどう対応すれば良いか。

- 現在、国から都道府県への支払いスケジュールを検討しているところであり、なるべく速やかにお伝えできるようにしたいと思います。都道府県から市町村への支払いについては、各都道府

県の手続きに従っていただけますようお願いいたします。

問6-3 市町村予算の歳入においては、国庫支出金と都道府県支出金のどちらで計上するのか(※2月9日追加)

- 都道府県支出金として計上してください。